

「パート労働者への社会保険適用拡大」に対する反対意見の提出について

平成24年8月6日

「流通・サービス産業年金制度等改革検討協議会」

流通・サービス産業のパート労働者や事業者の声を聞くことなく、パート労働者への社会保険適用拡大を含む国民年金法等の一部を改正する法律案(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案)及び同法律案に対する修正案が、去る6月26日に衆議院本会議で可決され現在参議院で審議されています。

流通・サービス産業17団体では、パート労働者への社会保険適用拡大に対して「パート労働者の働き方や雇用に重大な影響を与え、パート労働者の家計や企業経営に大きな痛みを伴う」として、かねてより強く反対を表明してまいりましたが、今般、改めて関係先に意見書を提出しましたので、お知らせいたします。

【お問い合わせ】

『流通・サービス産業年金制度等改革検討協議会』幹事団体

日本チェーンストア協会（執行理事・田沢）	TEL03-5251-4600	FAX03-5251-4601
日本百貨店協会（常務理事・小豆澤）	TEL03-3272-1666	FAX03-3281-0381
日本スーパーマーケット協会（事務局長・江口）	TEL03-5203-1770	FAX03-5203-1771

平成24年8月3日

「流通・サービス産業年金制度等改革検討協議会」

「パート労働者への社会保険適用拡大」に対する反対について

平素は私ども流通・サービス産業に対しまして格別のご指導を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、流通・サービス産業17団体では、これまで「パート労働者への社会保険適用拡大を強行することは、その働き方や雇用に重大な影響を与え、パート労働者の家計と企業経営に大きな痛みを伴う」として強く反対を表明し、その撤回を要望してきましたが、去る6月26日の衆議院本会議において拙速に可決されました。

このように大変重要な制度変更が広く国民の前で十分に議論されることもなく採決に至ったことはきわめて遺憾であり、到底容認できるものではありません。

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案」及び「同法律案に対する修正案」に盛り込まれた新たな適用基準は、パート労働者の働き方や家計、企業経営に対してきわめて大きな影響があるのみならず、新たな不公平を生じさせるもので、改めて同法案に強く反対せざるを得ません。

つきましては、今後の参議院の審議におきましては、真に国民の信頼と協力に支えられた持続可能な社会保険制度をめざして、抜本的な改革論議に取り組んでいただくよう要望いたします。

【流通・サービス産業年金制度等改革検討協議会(17団体)】

一般社団法人新日本スーパーマーケット協会	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	公益社団法人日本給食サービス協会
日本小売業協会	一般社団法人日本コールセンター協会
一般社団法人日本ショッピングセンター協会	日本スーパーマーケット協会
一般社団法人日本専門店協会	日本チェーンストア協会
日本チェーンドラッグストア協会	公益社団法人日本通信販売協会
日本百貨店協会	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
公益社団法人日本べんとう振興協会	社団法人日本ホテル協会
一般社団法人日本ボランティアチェーン協会	

【お問い合わせ】 協議会幹事団体

日本チェーンストア協会 (執行理事・田沢)	TEL03-5251-4600	FAX03-5251-4601
日本百貨店協会 (常務理事・小豆澤)	TEL03-3272-1666	FAX03-3281-0381
日本スーパーマーケット協会 (事務局長・江口)	TEL03-5203-1770	FAX03-5203-1771

1. パート労働者が社会保険の適用拡大を望んでいるのか検証されておらず、新たな適用基準がパート労働者の多様な働き方を狭め、家計や企業経営に大きな悪影響を与えることとなります。

- 社会保険適用拡大に反対の声が上がっている中で、パート労働者が本当に社会保険への加入を望んでいるのか、パート労働者各層にわたる意見が十分に検証されていません。個人や家庭の希望と事情に応じて「自分に便利な時間や期間で働く」ことを選択して勤務している多くのパート労働者にとって、主婦層をはじめとして、不透明な将来の年金給付よりも現状の手取り収入額の確保が重要な要素となっています。
- 適用が拡大された場合、多くのパート労働者は、手取り収入額の確保のために現行の税制と手取り収入額との関係に応じて労働時間の短縮や延長を検討せざるを得ず、働き方と生活に大きな悪影響を与えることとなります。
一方、事業者にとっても、新たに適用対象者が発生し保険料負担が増加することは、総人件費と業務量・内容との関係から、より短時間の勤務又はより長時間の勤務への二極化の対応等を検討せざるを得ず、パート労働者と事業者とのニーズにミスマッチを生じさせ、現状の多様な働き方を結果として狭めてしまう懸念があります。
- 60歳以上の高齢者が相当数を占めている業種や高齢者の雇用促進の一環として60歳以上のパート労働者を活用するようなケースにおいては、既に年金給付を受けながら就業している場合があり、このような人々が新たに厚生年金への加入を望んでいるとは考えられず、高齢者雇用にも大きな悪影響が出かねません。

2. 新たな適用基準によって、新たな不均衡・不公平が生まれます。

- 今般の適用基準（報酬月額 88,000 円以上）では、国民年金制度と厚生年金制度とで均衡や公平性を欠く可能性があります。
すなわち、現行の制度上、パート労働者の標準報酬月額が 98,000 円を下回る場合には国民年金保険料より低い厚生年金保険料負担でありながら、より多額の年金給付（基礎年金と厚生年金）を受給できる新たな不公平を生じさせます。
- 健康保険組合を組織している事業者にとっては、新たな適用基準に基づく健康保険被保険者が一気に増加することによって後期高齢者医療支援金等の急激な増加や独自の付加給付の見直し等を余儀なくされ、その重さに耐えきれずに解散に追い込まれる組合が出ることも懸念されます。また、主婦層のパート労働者においては既に健康保険の被扶養者であるため、改めて健康保険に加入するメリットはほとんどなく、新たな保険料負担のみが発生することとなります。

3. 年金制度に対する国民の不信・不満の解消と信頼回復という最優先課題の解決に向けて、抜本的な改革論議こそが必要です。

- 4割を超える国民年金の未納者、厚生年金適用事業所でありながら違法に適用を逃れている事業者、女性の第2号被保険者と第3号被保険者（サラリーマンの配偶者）との間の不公平等々、現行の年金制度にはさまざまな政策的矛盾・不整合が存在しています。これらの課題を速やかに解決することこそが年金制度に対する国民の不信・不満を解消する効果的な方法です。

これらの課題の解決が進まないままに適用拡大を進めようとしていることは明らかに問題のすり替えであり、「取りやすいところから取ろう」とする拙速な進め方であると言わざるを得ません。国民の信頼と協力に支えられた持続可能な社会保険制度の再構築に向けた抜本的な改革論議こそが求められています。

以上